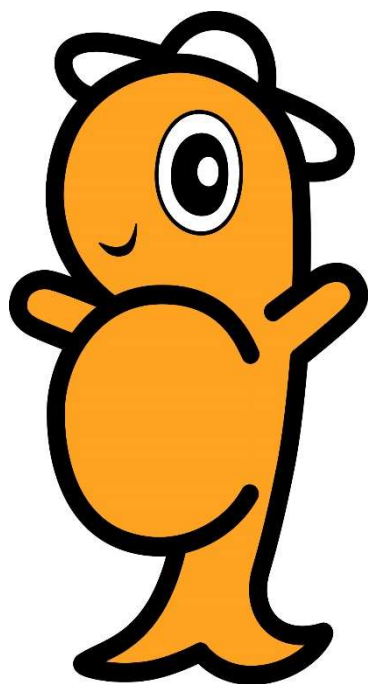


野田村高齢者福祉計画

計画期間 令和6年度～令和8年度



令和6年3月
岩手県野田村

目次

第1章	高齢者福祉計画の概要	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
4	法令の根拠	2
5	計画策定体制	2
第2章	野田村の現状	3
第1節	高齢化の進展と高齢者等の現状	3
1	人口の推移	3
2	要介護者等の状況	3
3	高齢者世帯の状況	4
4	高齢者の就業の状況	4
第2節	高齢福祉サービスの現状	5
1	高齢者の生きがいと健康づくり	5
2	在宅福祉サービス	6
3	施設福祉サービス	9
4	地域支援事業	10
第3章	重点施策の取組方針	12
第1節	生きがいづくりと社会参加の推進	12
1	生きがいづくりの推進	12
2	社会参加活動の促進	13
第2節	健康づくりと在宅福祉サービスの充実	14
1	健康づくりの推進	14
2	在宅福祉サービスの充実	14
第3節	総合的な支援と見守り体制の整備	16
1	総合的な支援体制	16
2	見守り体制の整備	17
第4節	介護予防の推進と介護・福祉サービスの充実	18
1	地域支援事業	18
2	介護保険事業の実施	19
3	その他の施設福祉サービス	21
4	介護保険サービスの推進体制	21
第5節	地域包括ケアシステムの推進	22
1	介護予防・生活支援サービス事業	22
2	在宅医療・介護連携の推進	22
3	認知症施策の推進	23
4	生活支援・介護予防サービスの体制整備	23
5	地域ケア推進会議の設置	24

第1章 高齢者福祉計画の概要

1 計画の趣旨

急速な少子高齢化の進む本村では、震災前の平成21年度には28.7パーセントだった高齢化率が、令和5年度には39.4パーセントになり、今後も高齢者人口、要介護高齢者ともに増加することが見込まれています。

また、認知症高齢者についても全国的に以前の予想を上回る速度で増加しており、国の調査では平成24年は462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人でしたが、令和7年には、約700万人に達すると予測され、約5人に1人になると見込まれています。

今後、年少人口・生産年齢人口が減少するなか、全人口に占める高齢者の割合はさらに増加することが予想され、介護の必要な高齢者やひとり暮らしの高齢者、認知症高齢者など、地域全体で見守っていく必要のある高齢者もさらに増加するものと考えられます。

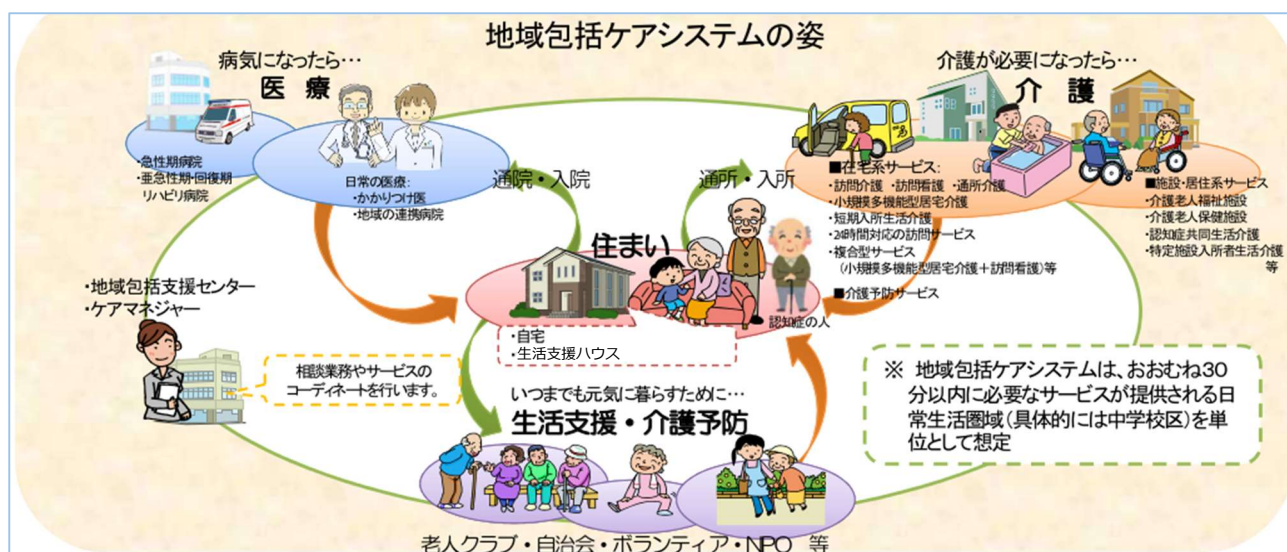
そのため、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるようにするためには、限りある社会資源を効果的に活用しながら医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム（※）」の推進のほか、地域での支え合いや助け合いを可能とする地域共生社会構築の推進や認知症ケア等が必要となります。

「野田村高齢者福祉計画」は、本格的な高齢社会に的確に対応していくために、本村が目指すべき基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策の方向を明らかにするために策定するものです。

（※） 地域包括ケアシステムとは

団塊の世代が75歳以上となる令和7年以降も、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されることを目指したシステムとなっています。また、「自助・互助・共助・公助」の考え方のもと、高齢者自身を含めた地域住民と、ボランティアや事業者、地域の専門職、各種関係機関と行政の協働により、地域社会全体で形成していくものです。

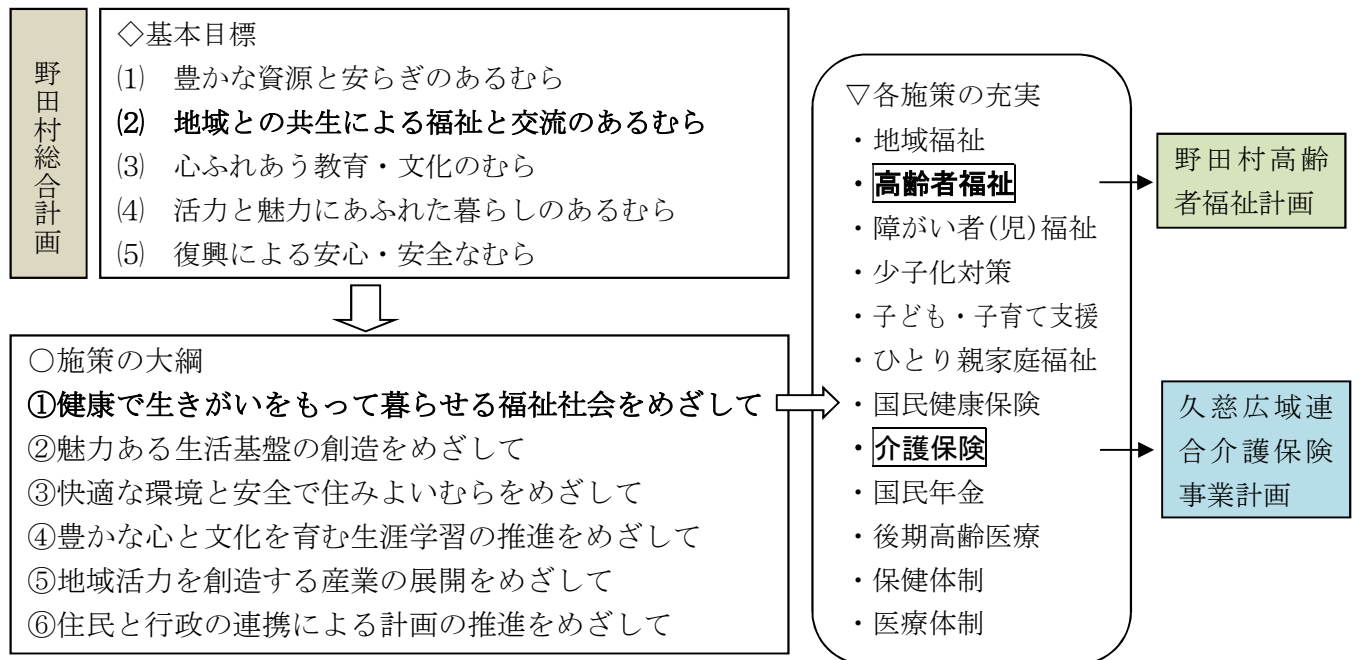
●地域包括ケアシステムのイメージ図



出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」より引用

2 計画の位置付け

本計画は、「野田村総合計画」の部門計画となるものであり、久慈広域連合第9期介護保険事業計画や、国・県等の関連計画との整合性を図りながら策定しています。



3 計画期間

令和6年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする3か年計画とします。

4 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」です。

5 計画策定体制

(1) 計画策定委員会

令和6年3月に行政・学識経験者・住民代表らによる高齢者福祉計画策定委員会を組織し、計画内容の検討を行いました。

(2) 21世紀むらづくり委員会

令和6年3月に地区、むらづくり団体代表らによる21世紀むらづくり委員会住民福祉部会において計画内容の検討を行いました。

(3) 住民意向の把握

当村で実施した「福祉に関するアンケート調査」の集計結果を参考としました。

(4) 県との連携

県が策定する岩手県高齢者福祉計画との整合性を図っています。

(5) パブリックコメントの実施

ホームページでパブリックコメントを実施し、計画に反映しました。

第2章 野田村の現状

第1節 高齢化の進展と高齢者等の現状

1 人口の推移

本村の人口は、令和2年は4,200人、令和5年には3,981人と年々減少しています。今後も人口は減少し、少子高齢化が進むことが予測されます。高齢化率も、令和2年の37.4%から令和5年には39.1%となり、さらに計画最終年度の令和8年には41.0%に上昇するものと推計され、介護や支援を必要とする人たちもさらに増えていくことが予想されます。

●人口と高齢化率

(単位：人、%)

区 分	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年	R8 年
総 人 口	4,200	4,119	4,057	3,981	3,908	3,835	3,762
15 歳未満	450	439	429	425	417	408	400
15～64 歳	2,180	2,118	2,062	1,999	1,939	1,878	1,818
65 歳以上	1,570	1,562	1,566	1,557	1,553	1,548	1,544
75 歳以上	854	837	848	842	838	834	830
高齢化率	37.4	37.9	38.6	39.1	39.7	40.4	41.0

資料：住民基本台帳人口（毎年10月1日現在。外国人除く。R6～R8年は推計値）

●介護保険被保険者数の状況

(単位：人、%)

区 分	令和2年10月1日現在		令和5年10月1日現在	
	人 数	割 合	人 数	割 合
第1号被保険者数	1,568	52.8	1,557	52.5
前期高齢者計	714	24.0	713	24.0
後期高齢者計	854	28.8	844	28.5
75 歳～84 歳	492	16.6	492	16.6
85 歳以上	362	12.2	352	11.9
第2号被保険者数 40 歳～64 歳	1,399	47.2	1,276	42.9
被保険者計	2,967		2,833	

資料：久慈広域連合介護保険事業状況報告

2 要介護者等の状況

令和元年度及び令和4年度の高齢者人口に対する要介護者等の割合は、それぞれ21.3%、20.7%となっており、ほぼ横ばいとなっております。今後、要介護者の増加を抑えるためにも、健康寿命を延伸するための介護予防施策がとても重要となります。

●要介護者等の人数

(単位：人、%)

区 分	平成2年3月31日現在			令和5年3月31日現在		
	第1号 被保険者	第2号 被保険者	合 計	第1号 被保険者	第2号 被保険者	合 計
要支援1	59 人	2 人	61 人	46 人	2 人	48 人
要支援2	49 人	2 人	51 人	29 人	1 人	30 人
要介護1	66 人	0 人	66 人	79 人	0 人	79 人
要介護2	45 人	0 人	45 人	37 人	1 人	38 人
要介護3	38 人	1 人	39 人	46 人	0 人	46 人
要介護4	46 人	1 人	47 人	48 人	1 人	49 人
要介護5	25 人	0 人	25 人	32 人	0 人	32 人
合 計	328 人	6 人	334 人	317 人	5 人	322 人
65 歳以上人口	1,568 人	認定率 21.3%		1,557 人	認定率 20.7%	

資料：久慈広域連合介護保険事業状況報告

3 高齢者世帯の状況

高齢者世帯は令和2年には総世帯数の63.0%となっています。

また、平成27年と令和2年を比較すると高齢者のひとり暮らし世帯は、50世帯増加しており、地域で見守っていく必要のある世帯が大きく増えていることが分かります。

●高齢者世帯の状況

(単位：世帯、%)

区 分	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年
総世帯数	1,610	1,578	1,516	1,499
65 歳以上の高齢者のいる世帯	879	901	908	944
高齢者のひとり暮らし世帯	128	152	170	220
高齢者夫婦世帯（夫 65 歳以上、 妻が 60 歳以上の夫婦世帯）	159	187	222	220
その他の高齢者世帯	592	562	516	504
高齢者のいる世帯の割合	54.6	57.1	59.9	63.0

資料：国勢調査

4 高齢者の就業の状況

本村の就業者数の推移をみると、15 歳以上就業者数は年々減少傾向にありますが、65 歳以上就業者数は増加傾向にあり、村内の就業者数の 18.3%を 65 歳以上の高齢者が占めています。特に第2次産業については平成22年の4倍以上に増加しています。

●高齢者の産業別就業者数

(単位：人、%)

区 分	H22 年	H27 年	R2 年
15 歳以上就業者数	2,056	1,986	1,911
第1次産業	364	298	274
第2次産業	615	600	536
第3次産業	1,073	1,085	1,083
分類不能	4	3	18
65 歳以上就業者数	249	313	350
第1次産業	130	128	113
第2次産業	21	52	96
第3次産業	98	132	138
分類不能	2	1	3
構 成 比	12.1	15.8	18.3

資料：国勢調査

第2節 高齢福祉サービスの現状

1 高齢者の生きがいと健康づくり

高齢者が要介護状態にならないようにする介護予防施策、在宅での自立した生活の確保及び健康の増進に必要な支援を実施しています。

また、様々な事業により高齢者等の交流を通じ相互の支え合いや見守り合い、コミュニティ形成を図り、地域の福祉力の向上に努めています。

(1) 健康相談・健康教育及び特定健診

健康相談・健康教育を通じ、生活習慣病を予防・改善するための知識の普及を図るとともに、食生活改善推進員等の協力により、生活習慣病に大きく影響する食生活の改善に努めています。

機能訓練や介護予防を図るため、介護予防教室を開催しているほか、生きがいづくりや地域内の助け合い意識の向上を図るため、社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、各地区でサロン活動の支援に努めています。

病気の早期発見・早期治療に欠かせない健診や事後指導会を、より受診・参加しやすいように地域の公民館等で開催しています。

特定健診は、メタボリックシンドロームのほか、脳卒中、心疾患等循環器疾患及び糖尿病等の生活習慣病の早期発見を目的として年1回実施しています。

震災以降、住民の健康を守るため一時的に健康相談等の回数を増やし、健康状態の把握や情報発信等に努めてきましたが、震災からの復旧・復興が進んだことに伴い、現在は通常ベースの事業回数にもどってきています。

●健康教育及び健康相談実施状況

(単位：回)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実施回数	健康教育	33	20	14	64	108
	健康相談	92	87	90	83	80

資料：保健年報

●特定健診－多項目検診

(単位：人、%)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
対象者数	919	912	937	820	786
受診者数	355	344	337	324	343
受 診 率	38.6	37.7	36.0	39.5	43.3

資料：保健年報

(2) 老人クラブ活動

老人クラブは、児童・生徒の見守りや友愛活動、清掃奉仕など、地域活動の担い手としてその活動、役割などが期待されています。各地区の老人クラブでは、年間を通じて機能の向上や健康の増進、レクリエーション及び地域社会との交流等に取り組んでいますが、新しい会員の確保が課題となっています。

●老人クラブ会員数

(単位：人、%)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
クラブ数	12	12	12	12	12
会 員 数	374	366	353	326	298
加 入 率	19.8	19.4	18.6	17.2	15.9

(3) サロン事業

地域のコミュニケーションの向上や生きがいづくりを目的として、住民の活動や交流の場を提供し、地域福祉の向上を図っています。

●サロン事業実施状況

(単位：人)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
参加延べ人数	3,374	3,576	2,470	2,604	1,929

(4) いきいき百歳体操推進事業

「百歳を超えても元気であるため」に普段使う筋力の向上を目的とした体操の普及を推進しています。

また、この事業を通して住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続するような地域づくりを支援するとともに、介護予防活動の地域展開を図ることも目的としています。

●いきいき百歳体操実施状況 (単位：団体)

区 分	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実施団体数	5	7	7	8

※R1年度事業開始

2 在宅福祉サービス

介護保険制度の円滑な実施の観点から、在宅介護に携わる介護者の負担軽減を図り、高齢者が地域で安心して暮らすために必要な支援を実施しています。

また、アンケート結果から、病気等により身の回りのことが出来なくなった時の生活拠点として、「介護施設」の次に「自宅」を希望すると回答した方が多く、在宅福祉の需要の高さがわかり、今後も各種サービスの維持及び必要なサービスの創出が重要となります。

●福祉に関するアンケート調査

項 目	回答数	%
介護施設(特別養護老人ホーム、グループホーム、介護老人保健施設等)	18	55
自宅	12	36
高齢者向け賃貸住宅(有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅棟)	1	3
子や親族の家	1	3
※無回答	1	3
計	33	

※質問内容：病気等で身の回りのことが自分で出来なくなった時、どこで生活したいと思いますか。

(1) 配食サービス事業

70 歳以上の高齢者のみの世帯等に対し、月 4 回(第 1～第 4 水曜日)、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行っています。また、令和 5 年度からは第 5 水曜日も提供を始めております。

●配食サービス実施状況

(単位：人、食数、回)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
利用者数	92	98	95	91	91
延配食数	2,121	2,034	2,635	2,756	3,075

(2) 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らし高齢者等に対し、怪我や病気等の緊急時の対応や孤独死を未然に防ぎ安心した暮らしができるよう緊急通報装置を貸与し、本人や家族の不安解消を図っています。

緊急通報体制については、のんちゃんペンダント及び村社会福祉協議会による福祉安心電話サービスの2種類により実施していますが、利用している方が装置の存在を忘れていることも多く、周知や利用者とその関係者に対する継続的な説明の必要性などの課題があります。

●緊急通報装置貸与事業の実施状況

(単位：台)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
のんちゃんペンダント 設 置 台 数	99	100	101	102	103
福祉安心電話 設 置 台 数	12	11	8	6	6

(3) 在宅要介護者紙おむつ給付事業

家庭で介護を受けている要介護度3以上の在宅要介護者に対し、紙おむつ券（月3,900円）を支給しています。課題としては、紙おむつ等の価格変動に対応した、適正な価格の検討が必要となります。

●紙おむつ給付事業の実施状況

(単位：人)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
延給付者数	287	317	293	313	386
月平均給付者数	23.9	26.4	24.4	26.0	32.2

(4) 家族介護慰労事業

要介護度4又は5で村民税非課税世帯の在宅高齢者が、過去1年間介護保険サービスを受けなかった場合、その方を介護している家族に対し、慰労金（1件100千円）を支給します。

●慰労金支給状況

(単位：件、千円)

区 分	H12 年度以降
実施件数	給付なし
補 助 額	〃

(5) 老人日常生活用具給付等事業

65歳以上の高齢者がいる非課税世帯を対象に、日常生活用具を給付しています。

また、平成14年度以降の利用がないことから介護保険の福祉用具貸与との整合性について検討が必要です。

●日常生活用具の給付状況

(単位：人、千円)

区 分	H14 年度以降
給付者数	給付なし
給 付 額	〃

(6) 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業

在宅の要援護高齢者等の住宅改善に要する経費に対して補助を行っています。

●住宅改修助成状況

(単位：件、千円)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実施件数	2	3	2	2	1
補 助 額	798	393	618	760	31

(7) 高齢者等安否確認事業（お伺い事業）

一人暮らしの高齢者等を対象に、定期的な訪問又は電話による安否確認を行い、在宅生活の不安解消を図っています。今後、高齢化率の上昇に伴って増加する見守りを必要とする高齢者に対応するため、実施方法の見直しなどが課題となっています。

●高齢者等安否確認事業実施状況

（単位：世帯）

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
登録世帯数	41	35	15	50	57

※各年度末登録数

(8) 福祉有償移送サービス

要介護者、障がい者（児）等を対象として、公共交通機関を利用することが困難な方の通院・通所等の移送サービスを実施しています。

●福祉有償移送サービス利用状況

（単位：人、回）

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
登録者数	102	114	99	84	89
移送回数	1,604	1,915	1,933	1,808	1,796

※各年度末利用状況

(9) 生活支援サービス

高齢者・障がい者等を対象として、介護保険法等では対応できない、買い物代行や生活支援等のきめ細やかなサービスを提供することで、日常の生活の中で抱える困難の解決や住み慣れた地域で暮らしていくために必要な支援を行っています。年々支援内容についても様々なものが求められるようになってきています。今後は求められる支援内容を提供できるように、サービスの持続可能な仕組み作りとボランティアやコーディネーター業務を担う人材の育成が課題となります。

●生活支援サービス実施状況

（単位：回）

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
利用回数	682	1,071	543	247	377

3 施設福祉サービス

(1) 特別養護老人ホーム

本村では特別養護老人ホームことぶき荘（定員 50 名）及び特別養護老人ホーム結の里（定員 29 名）があり、常時介護が必要で居宅での生活が困難な高齢者に対し、日常生活上の支援や介護サービスを提供します。

●村内施設入所者数 (単位：人)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
ことぶき荘	50	50	50	50	50
結の里	29	29	28	27	29

※各年度末入所状況

(2) 短期入所生活介護施設（居宅）

野田白寿会指定短期入所生活介護事業所（定員 10 名）があり、在宅での介護者が病気等により介護できない場合や介護者の負担軽減のため、特別養護老人ホーム等で短期間の入所受入れをし、日常生活上の支援や介護サービスを提供します。

●村内施設延利用者数 (単位：人)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
延利用者数	526	550	513	526	457

(3) 認知症対応型高齢者グループホーム

グループホームぬくもり（定員 18 名）があり、認知症高齢者が介護職員の生活支援や見守り、介護を受けながら共同で生活を行います。

●村内施設入居者数 (単位：人)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
入居者数	18	17	18	18	18

※各年度末入居状況

(4) その他の施設福祉サービス

養護老人ホームについては、久慈市の養寿荘を中心に入所措置を行っています。生活支援ハウスについては、社会福祉法人野田白寿会を指定管理者に指定し、一人暮らしに不安のある高齢者等に対して、安心できる住居環境を提供しています。

●老人福祉施設入所（居）者の状況 (単位：人)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
養護老人ホーム	6	6	6	7	6
生活支援ハウス	7	6	5	9	9

※各年度末入所（居）者数

4 地域支援事業

(1) 地域包括支援センター運営事業

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。

介護・医療・保健・福祉などの様々な面から包括的に支援するために各関係機関と連携し、地域の高齢者やその家族を支え、問題解決に取り組んでいます。

令和2年度から村直営となり、各関係機関と連携を図りながら、一体となった事業を展開しています。

●地域包括支援センター人員配置状況

(単位：人)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
社会福祉士	0	0	0	0	1
主任ケアマネ	1	1	1	1	1
保 健 師	0	0	0	0	1
看 護 師	1	1	2	1	1
事務補助員	1	1	1	1	1

(2) 相談サービス事業

地域包括支援センターが、介護サービスや高齢者等の生活全般に関する相談に応じています。相談内容は、介護サービス利用のほか、高齢者虐待、消費生活相談など広い分野の内容となっています。

●地域包括支援センターの相談受付件数

(単位：件)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
介護方法や介護の悩みに関する相談	71	103	66	295	346
諸制度・サービス等に関する相談	184	282	11	127	218

(3) 一般介護予防事業

地域包括支援センターが、高齢者の実態把握や調査、介護予防教室による普及啓発や村内の各団体の介護予防につながる活動の支援等を行い、高齢者が要介護状態になることを防ぐために活動しています。

●事業実施状況①（介護予防把握事業分）

(単位：人、%)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
対象者数	1,112	1,146	1,192	1,121	1,169
実訪問者数	1,083	1,051	219	222	212
把握率	97.4	91.7	18.4	19.8	18.1

●事業実施状況②（介護予防把握事業分以外）

(単位：回、人)

区 分		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
介 護 予 防 普 及 啓 発	実施回数	9	5	1	21	36
	参加延人数	237	107	17	206	634
地域介護予防 活 動 支 援	実施回数	89	66	22	7	5
	参加延人数	489	533	128	57	40
地域リハビリテーション 活 動 支 援	実施回数	16	3	0	1	1
	参加延人数	209	54	0	15	29

(4) 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、医療と介護の連携を推進し、切れ目のない医療介護サービスの提供を目指しています。また、各関係機関の連携のもと、きめ細やかなサービスを包括的かつ継続的に提供できる体制を整備するため、医療・介護連携冊子の作成及び更新を行っています。また、エンディング

ノートの普及啓発、配付を行っています。

(5) 生活支援体制整備事業

高齢者等の日常生活支援の提供体制を構築するため、必要とされる支援とサービスの資源開発及びネットワークの構築を担うコーディネーターを配置し、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図っています。

今後は、福祉に関する地域の様々な課題に対し、解決に向けた取組を推進する必要があります。

(6) 認知症初期集中支援事業

認知症の支援が必要な高齢者を早期に医療・介護に結び付けるため、認知症に関する医療介護の専門職チームを設置しています。

●対応事例件数 (単位：件)

区 分	H30 年度以降
実施件数	0

(7) 認知症地域支援・ケア向上推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症地域支援推進員を中心に地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図っています。

●認知症地域支援推進員配置数 (単位：人)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
配 置 数	2	3	4	3	5

(8) 地域ケア会議推進事業

地域包括支援センターにおいて、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域ネットワーク構築、ケアマネジメント支援地域課題の把握等を推進しています。

●地域ケア会議開催回数 (単位：回)

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
地域ケア会議	12	12	10	12	12
自 立 支 援 型 地域ケア個別会議	0	2	5	5	5

第3章 重点施策の取組方針

第1節 生きがいくりと社会参加の推進

1 生きがいくりの推進

(1) 老人クラブ活動等事業

老人クラブは12団体あり（うち5団体は休止中）、地域に根ざした社会参加活動や、生きがいの創造に関する事業を展開しています。今後、高齢者が増加する中で、会員相互の連帯による地域内の要援護高齢者への援助が期待されるところです。

また、各老人クラブの連携協調を図り高齢者福祉の向上を推進し、地域社会の進展に寄与することを目的に、野田村老人クラブ連合会が結成されています。引き続き老人クラブ及び連合会の育成・支援、加入促進に努めていきます。

なお、地区の事情を踏まえつつ、休止中の老人クラブ活動の再開に向けた支援を進めます。

●老人クラブ数等

区 分	現状（R5年度）	目標（R8年度）
老人クラブ連合会	1 団体	1 団体
単位クラブ	12 団体	12 団体
うち休止クラブ	5 団体	0 団体
加入者数	221 人	
60 歳以上人口に占める 単位クラブ加入率	11.8%	16.7%

(2) ふれあいいきいきサロン

地域の公民館を活用して、趣味やレクリエーション、各種講座・教室など、地域内の高齢者等の交流を通じて相互の支え合いやコミュニティ形成を図り、地域の福祉力を高めるよう取り組んでいきます。

地域住民の自主的な企画・開催を促進し、参加者が固定しないよう継続的な周知を図っていく必要があります。

また、村の健康相談会・栄養講座（料理教室）、村社会福祉協議会のサロン事業、村地域包括支援センターの介護予防事業、地域福祉事業所の趣味講座等の開催を調整し、効果的な開催を支援していきます。

●ふれあいいきいきサロン事業

区 分	現状（R4年度）	目標（R8年度）
実施団体（地区）数	16 地区	16 地区
延開催回数	302 回	302 回
参加延人数	1,929 人	2,000 人

2 社会参加活動の促進

(1) 生活支援人材登録制度の整備

高齢者等が地域で安心して生活できるよう、村社会福祉協議会又はNPO等による生活支援サービスの提供体制の整備及び福祉の担い手となる人材の発掘・育成を支援します。

この制度では、高齢者等の知識、技能、経験等を生かし、高齢者等自らがサービス提供者として地域社会に貢献することが期待されています。

●生活支援人材登録者数等

(単位：団体、人)

区 分	現状 (R4 年度)	目標 (R8 年度)
サービス提供事業者数	2	2
登録者数	25	40

(2) ボランティア活動の促進

サロン事業及び各種講習会等の活動に協力できるボランティアを募集・育成し、高齢者等とのつながり深め、地域の支え合い体制づくりを進めます。

第2節 健康づくりと在宅福祉サービスの充実

1 健康づくりの推進

(1) 保健活動の推進

疾病の予防と早期発見・早期対応、健康維持のため、健康診査のほか健康相談や健康教育（栄養指導、運動指導、心の健康指導、訪問指導、歯科保健活動（8020 運動の推進）、飲酒・喫煙など生活習慣に関する正しい知識の普及や指導等）の保健活動を推進します。

●保健活動事業 (単位：回)

区 分	現状 (R4 年度)	目標 (R8 年度)
健康教育	108	120
健康相談	80	100

(2) いきいき百歳体操推進事業

高齢者の健康寿命を延伸し、地域で自立した生活が送れるよう、普段生活で使う基礎的な筋力を向上させる「いきいき百歳体操」の普及を推進します。

また、現在活動しているコミュニティが今後も活動を継続できるよう支援するとともに、地域の創意工夫により自発的な活動を促進します。

●いきいき百歳体操推進事業 (単位：団体)

区 分	現状 (R4 年度)	目標 (R8 年度)
実施団体数	8	12

(3) 関係機関との連携強化

地域での自立生活を支えるためのサービスを効果的に提供するため、医療機関を含めた関係機関による地域ケア会議を定期的を開催し、在宅サービス（訪問介護、デイサービスなど）、施設サービス（特養ホーム等）、医療サービスとの連携を深めます。また、自殺やひきこもりを予防するため、県や医療機関と連携し、精神保健の知識普及や相談活動を強化します。

2 在宅福祉サービスの充実

(1) 高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業（住宅改良助成事業）

在宅の要支援・要介護者が地域社会で安心した生活ができるよう、住宅改善費を助成することにより介護負担の軽減を図り、住宅環境の整備の推進に努めます。

(2) 日常生活用具給付事業

65 歳以上の高齢者のいる非課税世帯に対し、一般家庭用火災報知器や電磁調理器、簡易自動消火器を給付し、火災予防による地域生活での安全・安心感を高め、自立生活を支援します。

(3) 通院等外出支援事業

要支援・要介護高齢者及び障がい者等の移動制約者に対し通院支援バス等による移動支援を行うことにより、医療機関の早期受診、外出機会の確保、閉じこもり予防による心身の健康維持を図り、将来の医療費・介護費の抑制に努めます。

また、事業者による持続可能なサービス提供のできる仕組み作りとして、地域支援事業を活用した事業者への補助等により外出支援を推進します。

(4) 生活総合支援事業

65歳以上の高齢者で介護保険サービス外となっている生活支援が必要な方を対象に、高齢者が安心して地域で暮らせるよう買物代行や雪かき支援等の生活支援サービスを提供しています。支援者については、元気な高齢者等の人材を有償ボランティアとして登録し、人材の発掘・育成を進めるとともに地域の支え合い体制づくりを推進します。

また、通院等外出支援事業と同じく、今後の高齢者等の生活を支える重要な事業として継続するために、地域支援事業を活用した事業者への補助等による支援を行います。

第3節 総合的な支援と見守り体制の整備

1 総合的な支援体制

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける高齢者支援の中核となる組織です。社会福祉士・保健師等・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康維持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。令和2年度から村直営となりましたが、住民の相談等に切れ目なく対応するため、地域包括支援センターの人的体制の強化を図り、安定した運営を目指します。

●地域包括支援センター人員配置体制 (単位：人)

区 分	現状 (R5 年度)	目標 (R8 年度)
社会福祉士	1	1
保健師等	2	2
主任ケアマネ	0	1
栄養士	1	1
事務補助員	1	1

(2) 認知症高齢者の支援

村では認知症の早期発見から早期診断へと切れ目ない対応を行うために、保健師や地域包括支援センターによる個別相談や訪問支援を継続していきます。

また、福祉関係者を対象にキャラバンメイトを養成するとともに、各地区や事業所、小・中学校やボランティア団体等を対象に認知症サポーター養成講座を開催するなど、認知症の正しい知識と理解の普及に努めています。

今後は、キャラバンメイトや認知症サポーターへのフォローアップ講座の実施を検討し、認知症高齢者支援の質の向上を図ります。

●キャラバンメイトと認知症サポーターの登録状況

区 分	キャラバンメイトと認知症サポーターの人口比		メイト+サポーター 1人当たり高齢者数	人口1万人当たり 講座開催数
野田村	34.7% (県内5位)		1.1人 (県内3位)	188.7回 (県内2位)
	内訳	メイト 18人 サポーター 1,379人 計 1,397人		
岩手県	18.1%		1.9人	57.1回
全 国	11.3%		2.5人	34.9回

※令和5年末

(3) 重層的支援体制の構築

介護、障がい、子ども、生活困窮などの複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、各関係機関と連携した体制整備の取り組みを検討します。

(4) 災害対策・感染症対策の推進

災害や感染症の発生に備え、どんな状況であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、介護サービス事業所等における業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練の実施等を支援します。

2 見守り体制の整備

(1) 高齢者等安否確認事業

一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、孤独死の防止と異常時の早期発見のため、定期的な安否確認を実施します。また、今後更に増加する認知症高齢者や高齢者のみ世帯等の見守りのため、住民自ら行う見守り体制の構築を推進するとともに、村内で活動する事業所等と協定を締結し、地域包括支援センターや民生委員、各地区老人クラブなどを含む複数による体系的な見守り体制の整備を図ります。

(2) 高齢者虐待の防止

地域包括支援センター等の見守り体制に併せて、ご近所での見守り・相談・通報につながるよう制度の普及に努めます。

村の高齢者虐待防止マニュアルにより、関係機関と連携した高齢者虐待防止対応連絡会議により、虐待の防止等の対応にあたります。

(3) 緊急通報体制の整備

各種ネットワーク機器により構築した高齢者の緊急通報体制を維持します。

また、利用者ごとの適切な見守り体制を提供するため制度の見直しを図ります。

① のんちゃん通報ペンダント（村）

のんちゃんネット接続世帯のうち、高齢者等の世帯に配付し、運用しています。

●のんちゃんペンダント設置世帯数 (単位：世帯)

区 分	現状 (R4 年度)	目標 (R8 年度)
設置台数	103	110

② 福祉安心電話サービス事業（社協）

高齢者の状況により、緊急時に押しボタンで自動通報する端末「福祉安心電話サービス（青森県社協）」を設置し、緊急時に対応します。

●福祉安心電話設置世帯数 (単位：世帯)

区 分	現状 (R4 年度)	目標 (R8 年度)
設置台数	6	15

(4) 避難行動要支援者への対応

高齢者や障がい者など災害時に支援を要する世帯について、民生委員や村社会福祉協議会、地域包括支援センター等と協力して地域の実態把握に努め、消防・警察機関等と連携し、避難行動要支援者名簿（村）及び地域支え合いマップ（社協）を作成するなど、地域内の安否確認・支援体制などについて話し合い、役割分担を明確にし、災害時の支援体制の整備に努めます。

(5) 緊急一時保護事業

概ね 65 歳以上で高齢者虐待や災害等により在宅での生活が困難な場合に、短期間、介護・福祉施設等に入所させ、高齢者の支援を行います。

(6) 高齢者の権利擁護

認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、金銭管理などの日常生活自立支援事業（社協）を行います。また、本人の希望や状況により、久慈地域成年後見センターと連携し、相談や成年後見制度の利用などの支援を行います。

第4節 介護予防の推進と介護・福祉サービスの充実

1 地域支援事業

(1) 一般介護予防事業

住民や民間サービス等との連携を通じ、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域の実現を目指し、次の事業に取り組みます。

① 介護予防把握事業

65歳以上の高齢者を対象に、実態把握やニーズ調査を行い、閉じこもりやうつ病、低栄養等の何らかの支援を要する方を早期に把握し、介護予防活動につなげます。

●介護予防把握事業 (単位：人、%)

区 分	現状 (R4 年度)	目標 (R8 年度)
対象者数	1,169	
実訪問者数	212	
把握率	18.4	25.0

② 介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識の普及を目的に、住民一人一人が行う主体的な介護予防活動を支援します。

●介護予防普及啓発事業 (単位：回、人)

区 分	現状 (R4 年度)	目標 (R8 年度)
実施回数	36	50
参加延人数	634	700

③ 地域介護予防活動支援事業

介護予防の知識を有した住民ボランティアの育成や活動支援など、ボランティアが地域でより有意義な活動ができるよう支援します。

また、高齢者のボランティア活動を通じた生きがいの推進のため、世代間交流等の高齢者が活躍する場を提供し、活動を継続できるよう支援します。

●地域介護予防活動支援事業 (単位：回、人)

区 分	現状 (R4 年度)	目標 (R8 年度)
実施回数	5	20
参加延人数	40	100

④ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行います。

⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防の取り組みを強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による支援を行います。

●地域リハビリテーション活動支援事業 (単位：回、人)

区 分	現状 (R4 年度)	目標 (R8 年度)
実施回数	1	5
参加延人数	29	70

(2) 包括的支援事業

地域包括支援センターが、介護予防ケアマネジメントや総合相談支援、権利擁護などに関する事業を実施します。

医療機関を含む関係施設や関係団体と連携するなど、地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築を行います。

(3) 任意事業

① 在宅要介護者紙おむつ給付事業

要介護3以上の在宅要介護者を介護する家族に対し、紙おむつ券を支給します。

令和6年度以降は任意事業の対象外となる予定となっており、今後の事業継続や実施方法についての検討を行います。

② 家族介護慰労事業

村民税非課税世帯で、介護度の重い在宅高齢者（要介護4、5）が過去1年間介護保険サービスを受けなかった場合に、その者を現に介護している家族に対し、慰労金（1件10万円）を支給します。

③ 配食サービス事業

70歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対して、定期的に栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、当該利用者の安否確認を行います。

④ 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともにそれぞれの状況に応じた支援を行います。また、指定居宅介護支援事業者が住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

⑤ 成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分な高齢者で、経済的な理由により成年後見制度を利用できない場合に、申立費用及び後見人報酬等の助成を行います。また、身寄りのない高齢者又は親族があっても申立を行う意思がない場合には、村が申立を行います。

2 介護保険事業の実施

介護保険事業に関する種類ごとの見込み量やサービス供給量の確保策は、久慈広域連合が策定する「介護保険事業計画」に示しています。この節では、介護保険事業計画と重複しますが、本村の住民が利用できるサービスについて示します。

(1) 介護居宅サービス

① 居宅介護支援事業

居宅サービス・地域密着型サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する在宅サービス等の種類や内容・総合的な援助方針等の計画を作成し、サービス提供確保の連絡調整を行います。

当村では、野田白寿会指定居宅介護支援事業所が行っています。介護保険制度を利用するための相談を受ける「介護支援専門員（ケアマネジャー）」が現在4人在籍しており、サービスを利用するために必要な居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や要介護者の相談等に応じます。

② 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）等が利用者の居宅を訪問して、できるだけ居宅で日常生活を営めるように、入浴・排せつ・食事の介護や、調理・洗濯・掃除等の日常生活の支援を行います。

③ 訪問看護

看護師などが居宅を訪問して、主治医の指示や連携により療養上の世話又は必要な診療の補助を行い、病気や障がいがある方でも、居宅で最後まで暮らせるように多職種と連携しながら療養生活を支援します。

④ 通所介護

利用者がデイサービスセンター等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護、健康状態の確認などの日常生活の支援と機能訓練を提供し、利用者の社会的孤独感の解消と身体機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

⑤ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の利用者がデイサービスセンター等に通い、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の支援、機能訓練を行い、利用者の社会的孤独感の解消と身体機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

⑥ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が、利用者の居宅を訪問して理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行い、身体機能の維持回復を図ります。

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

利用者が介護老人保健施設や病院・診療所に通い、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを提供し、利用者の身体機能の維持回復を図ります。

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

要介護者を特別養護老人ホーム等に短期間入所させ、介護職員が入浴・排せつ・食事の介護その他日常生活上の支援と機能訓練を行いながら、利用者の身体機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

⑨ 福祉用具貸与

利用者の身体の状態や希望・環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整を行い貸与することで、日常生活の便宜を図り機能訓練に資するとともに、介護者の負担軽減を図ります。

⑩ 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

福祉用具のうち、入浴や排せつに用いる貸与になじまない性質の特定福祉用具を購入したときに、購入費の7～9割相当額（上限10万円）を支給します。

⑪ 住宅改修

実際に居住する住宅において、段差の解消や手すりの取付け等の住宅改修を行ったときに、改修費の7～9割相当額（上限20万円）を支給します。

(2) 介護施設サービス

① 特別養護老人ホーム

常時介護が必要で居宅での生活が困難な高齢者に対し、日常生活上の支援や介護サービスを提供します。

② 短期入所生活介護施設（居宅）

在宅介護者が病気等により介護できない場合や介護者の負担軽減のため、要介護者を特別養護老人ホーム等に短期間入所させ、介護職員が日常生活上の支援や介護サービスを提供します。

③ 認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者がスタッフの生活支援や見守り、介護を受けながら共同で生活します。

3 その他の施設福祉サービス

(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護）

環境上及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が入所する施設です。

●措置者数

(単位：人)

区 分	実績	見込み		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
措置者数	7	8	8	8

(2) 生活支援ハウス

軽度の見守りや生活支援を要する高齢者に対し、介護支援機能、居宅機能及び交流機能を総合的に提供する施設です。

●利用者数

(単位：人)

区 分	実績	見込み		
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者数	10	10	10	10

4 介護保険サービスの推進体制

介護保険サービスの利用については、広域連合と連携し、村では次のような方策を推進します。

(1) 利用者本位の介護サービスの実現

介護サービス利用について、利用者が適切に介護サービスを選択し、利用できるよう環境づくりを進めます。

(2) 選択に必要な情報の提供

居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとの連携により、利用者が、自分自身のニーズに合ったケアマネジャーや、サービス事業者を選択できるように必要な情報を提供します。

(3) 相談・受付業務の充実

保健福祉課窓口及び地域包括支援センターで介護保険事業に関する相談・受付等の業務を行います。

また、身近なところで気軽に介護等に関する相談や苦情の解決の依頼、各種情報の入手などができるよう、引き続き保健福祉課に「介護保険総合相談窓口」を設置します。

基本的には、介護サービス事業者が、自らの質の向上につながるよう、利用者の苦情解決に積極的に取り組む必要があります。

介護サービス事業者が解決できない苦情等については、保健福祉課の「介護保険総合相談窓口」で住民からの相談を受け付け、国民健康保険団体連合会・久慈広域連合と連携しながら苦情解決を行います。

第5節 地域包括ケアシステムの推進

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 生活支援サービス

高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するため、地域の実情に合わせた訪問型サービス、通所型サービス、その他のサービス等を展開し、地域の支え合いの体制づくりを推進します。

(2) 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として、本人の意向や心身の状態、家族の意向等を確認したうえで、本人の自立支援や介護予防に向けて必要なサービスを検討し、適切に提供されるためのケアプランを作成します。

2 在宅医療・介護連携の推進

要介護者の多くは介護ニーズと医療ニーズを併せ持っており、加えて様々な生活支援ニーズに対応した包括的なケアのために、医療と介護の連携強化（多職種連携）をすすめる、支援を必要としている高齢者の状況や支援の方法を共有できる連携体制づくりを、久慈広域管内の市町村と久慈広域連合が協力して、実施します。

(1) 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関、介護事業所等の住所・連絡先・機能等を把握し、リストやマップ等を作成し、地域住民の医療・介護へのアクセスの向上を支援します。

(2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参加する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、対策等の検討を行います。また、医療・介護の提供体制のあるべき姿（目標）を検討していきます。

(3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組を行っていきます。

(4) 医療・介護関係者の情報共有の支援

患者・利用者の在宅療養生活を支えるために、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が図られるよう、情報共有の手順等を含めた情報共有ツール（情報連携シート等）を整備します。

また、平成28年度から稼働している久慈広域管内の病院、診療所、薬局、介護施設等で、医療や介護が必要な人の情報を共有する北三陸ネットの利活用を推進し、住民及び医療・介護関係者の利用登録の促進に努めます。

(5) 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、相談支援を行います。また、必要に応じて、退院の際の調整や利用者や家族の要望を踏まえた医療・介護機関の紹介等を行います。

(6) 医療・介護関係者の研修

医療・介護関係の多職種によるグループワーク等の研修を行います。

(7) 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護に関する講演会の開催やパンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を深めます。

(8) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

久慈広域管内の市町村及び久慈広域連合が連携して、広域的な取組が必要な課題の抽出・整理を行い、関係団体等との連携を含めた解決策を検討します。

3 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、安心して住み慣れた地域で生活が継続できるよう、国の認知症施策推進大綱に基づいた適切な支援体制の構築を目指すとともに以下の事業について取り組んでいきます。

(1) 認知症初期集中支援推進事業

国の新オレンジプランに基づき、認知症になっても可能な限り地域で生活し続けられるよう、「認知症初期集中支援チーム」の設置を継続し、認知症の方や認知症の疑いのある高齢者が介護サービス利用や医療機関の受診につながることをできるよう支援します。

●認知症初期集中支援チーム員配置体制 (単位：人)

区 分	現状 (R4 年度)	目標 (R8 年度)
サポート医	2	2
チーム員	4	8

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けることができるよう、「認知症地域支援推進員」を配置して、認知症に関する医療・介護等の連携強化、地域における支援体制の構築、認知症ケアの向上に取り組んでいきます。

●認知症地域支援推進員配置体制 (単位：人)

区 分	現状 (R4 年度)	目標 (R8 年度)
村職員	5	7
関係機関	0	1

4 生活支援・介護予防サービスの体制整備

高齢者の多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進に向けて一体的に取り組むための事業です。地域包括支援センターや村社会福祉協議会等との協働により、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めます。

(1) 生活支援コーディネーターの設置

地域課題を把握し、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能の役割を果たす生活支援コーディネーターを設置しています。

今後は地域から抽出した課題に対し、地域住民と共に課題の解決に向けた取組を推進します。

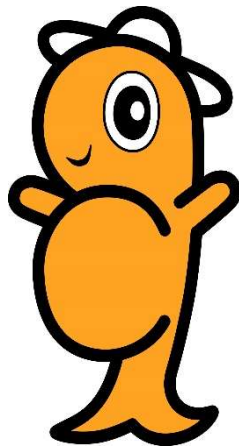
(2) 協議体の設置

生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画する協議体会議を開催し、定期的な情報共有・連携強化を図っていきます。

5 地域ケア推進会議の設置

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすために、自助・互助・共助・公助の適切なコーディネート及び資源やサービス等の開発により包括的・継続的な支援を行い、地域包括ケアを実現することが求められています。高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図るためのひとつの手段として地域ケア推進会議を設置します。

北リアスの砂浜に魅せられて



野田村イメージキャラクター

のんちゃん